

2010年11月12日

スクリーニング様式への設問項目について

ジェットロ環境社会配慮審査役 作本直行

「新 JICA ガイドラインの別紙 4 スクリーニング様式の変更に伴い、新設された代替案と（項目 2-3）とステークホルダー（項目 2-4）の項目を、ジェットロのスクリーニング様式の改訂に繋げる予定がありますか」との田中委員からの質問に対して。

ジェットロの基本的立場：本事業における案件は、後に JICA や JBIC に引き継がれる可能性があり、将来の JICA 等の FS 調査に役立つべき予備的調査として位置づける必要があります、このため、共通のスクリーニング様式を利用することが望ましい。また、田中委員から指摘されたこれら 2 項目が極めて重要な意味であることも十分認識する。しかし、ジェットロ事業の性格が予備的な案件形成調査であり、また委託契約の制約下で実施されることから、一定の修正を加えた上で、ジェットロにその趣旨を活かすことが適当と考える。

以下は、8月26日に開催された環境社会配慮諮問委員会における意見などを参考に、修正を加えた私案であり、諮問委員の皆様にも、さらなるご検討をお願いしたい。

設問事項	新 JICA・スクリーニング様式(別紙4)に新設された代替案とステークホルダー関連の項目	現行ジェットロのスクリーニング様式への改訂案
プロジェクトの規模内容について	(項目 2-3) 『要請前に代替案を検討しましたか。YES(検討した代替案の内容を記載してください)。 □YES(検討した代替案の内容を記載してください)、□NO』	修正して、 『「他の選択肢との比較検討等」に関する調査予定がありますか。□「YES」(どのような選択肢を想定していますか。)(.....)、□「NO」(理由を簡潔に述べてください)(.....)』といった設問に変える。
プロジェクトの規模内容について	(項目 2-4) 『要請前に必要性確認のためのステークホルダー協議を実施しましたか。 □実施済、□実施していない』	修正して、 『本調査において、ステークホルダーとの協議を予定していますか。□「YES」 予定している場合には、当面、どのようなステークホルダーと協議を予定されていますか、□「NO」(理由を簡潔に述べてください)(.....)』といった設問に変える。